2002年10月7日発行

村尾光子の みなみかわち町議会報告（第115号）



発行者：村尾光子
連絡先：祇園五丁目11-3
TEL&FAX：0285-44-5418
E-mail：muraomit@mb.infoweb.ne.jp

報告内容

本年第1回臨時会（7月17日）第3回定例会（9月6～19日）の報告です。

もくじ

一般質問：通告順
磯辺香代・荒井英子・村尾光子・花田芳実・川上英毅の５議員が行いました。

決算議会ともいわれる第3回定例会が開かれました。６会計の決算認定、補正予算、条例案など、そして、陳情についても常任委員会付託を経て議会の意思決定をしました。

国への意見書提出は2件です。

住民基本台帳ネットワークに接続、稼働始めて1か月、町長は何と説明するのか、興味津々でした。この件では4人が一般問しました。が、満足できる答弁ではありませんでした。

町長の一般行政報告は●行政改革推進として、行革大綱に掲げた6課題について57項目の具体的な取り組みを決めた。職員の能力向上のために庁内に人材育成実施計画検討委員会を組織して、新たな人事評価システムの設計を始めた●住民基本台帳ﾈｯﾄﾜｰｸｼｽﾃﾑは法改正によるもの、事務を迅速に処理るため本人確認情報を全国共通の共同ｼｽﾃﾑとする。安全には運用・技術面から万全を期しており管理規定を策定中。本年は住民票コードの通知のみ、15年8月からの2次稼働は国・県の様子を見て万全の対応をする●「仁良川地区区画整理を見直す会」からの事業反対の要望書に添えられていた署名は87名で、このうち57名は事業推進の要望にも署名していたが34名が反対署名を撤回した●まちづくり条例検討委員会、環境基本計画策定検討委員会が活発な活動している、など9項目でした。

注目を！！
今年の白[illegible]ふれあい祭

まちづくり条例検討委員会では、これまでﾜｰｸｼｮｯﾌﾟを重ねて、これからのまちづくりはどのように住民参画をしたらよいのかを検討してきました。ふれあい祭の会場にて、中間報告をしながら皆様のご意見を伺うことにしました。テントを探して下さい。そして、ぜひご意見を!!

ご案内
議会報告と意見交換会

１０月１９日（土） 10時～12時
グリーンタウン ｺﾐｭﾆﾃｨｰｾﾝﾀｰ和室
報告者：荒井英子・磯辺香代・村尾光子
お気軽にお出かけ下さい。

《審議事項》

推薦第 1号	農業委員会委員の推薦について	指名推薦	
同意第 1号	教育委員の選任同意について(間藤方雄氏)	賛成全員	同意
承認第 6号	専決処分事件の承認(町税条例改正)	〃	〃
報告第 4号	H13事業年度栃木県町村土地開発公社決算について	賛成多数	承認
5	H14事業年度 〃 予算について	賛成全員	〃
議案第33号	町例規集の用字・用語の整備に関する条例制定	〃	可決
34	町国民健康保険税条例の改正	賛成多数	〃
35	町農業集落排水施設の設置・管理に関する条例改正	〃	〃
36	小山栃木都市計画事業仁良川第一地区土地区画整理事業施行に関する条例改正	〃	〃
37・40号	H14年度会計補正予算(一般会計・介護保険会計)	〃	〃
38・39・41号	〃 (国保会計・老保会計・農集排会計)	賛成全員	〃
認定1・2・4号	H13年度会計決算認定(一般会計・国保会計・介護保険)	賛成多数	〃
3・5・6号	(老保会計・農集排会計・水道会計)	賛成全員	〃
陳情第 1号	青少年健全育成に関する基本法制定を求める意見書提出についての陳情	反対全員	不採択
2	仁良川第二地区区画整理事業に反対の陳情について	反対多数	〃
3	中距離列車に対する障害者用トイレの早期整備を求める意見書の採択に関する陳情	賛成全員	採択
発議第 5号	上記についての意見書(案)	〃	〃
6	地方税源の充実確保に関する意見書(案)	賛成多数	〃

＊議案等の番号は暦年毎の通し番号です。

＊陳情第1～3号は常任委員会に付託し、委員長報告の通りに本会議で議決した。

★教育委員に間藤(まとうまさお)方雄氏再任同意

プロフィール

祇園2丁目在住、H6年10～町教育委員

医学博士(マトウ細胞の発見で世界的に著名)

自治医大名誉教授、中国医科大学名誉教授

現在 氏家福祉専門学校校長、那須高原病院院長

《教育委員会委員構成》 (敬称略)

			任期
五十嵐紀久子(59歳)	家裁調停委員	緑	H15.9
横嶋孝夫 (67)	教育長	宇都宮市	H16.9
藤沼キクエ (73)	元教員	磯部	H16.9
飯野英明 (58)	僧侶	仁良川	H17.9
間藤方雄 (73)	大学名誉教授	祇園	H18.9

★農業委員に町内初の女性推薦

(7月17日、臨時議会)

農業委員の改選期に当たり、議会推薦の３委員を指名推薦で選出しました。

(敬称略)

藤沼勝一 (69歳)	的場
稲見哲也 (64)	薬師寺
上野槙子 (57)	川島

これまで何回か農業委員の推薦を経験したが、3人を３回の投票で選ぶという、非民主的な方法だった。今回は指名推薦で。やっと女性が入った。

★国民健康保険税条例改正、
青色専従者・事業専従者は減税に

健康保険法が改正されたため、所得割の所得控除対象者についてを改正した。

- 給与所得特別控除(最高2万円)の廃止
  → 対象者 2068人、増税
- 公的年金特別控除(17万円)の廃止
  → 対象者 65歳以上350人、増税
- 青色専従者・事業専従者特別控除適用
  → 対象者 100人、減税
- 長期譲渡所得・短期譲渡所得特別控除適用
  → 減税

⇒全体では、874万円の減収見込み
(H14年の所得状況から)

＊H15年度の保険税から適用する。

★仁良川地区区画整理事業は
第1、第2地区を一体的に整備する

(議案36号)

- これまで第1地区、第2地区と分けて進めてきたが、第2地区が事業進展の予定なので、第1地区と一体とし、名称を「仁良川地区」とする。
- 工区を「第1工区」「第2工区」とし、それぞれに区画整理審議会を置く。
  第1工区 定数10人、既に発足
  第2工区 定数18人 H15年度に発足予定
- 第1工区終了後第2地区に着手する。時期をずらすことにより財政上の負担軽減を図る。

始めは一体だった。面積が90ｈａを超えるので分けた方が良いとのことだった。また一体にする。早く事業を進めるための方策か？

★県町村土地開発公社は15年度解散へ

(報告4・5号)

県内37町村が参加していた土地開発公社は時代とともにその役割も終わりつつある。

15年度解散に向けて、事務の整理が始まった。

南河内町は五千石球場、ふれあいプラザ、仁良川土地区画整理事業の用地取得でお世話になった。公社が土地を取得して町が公社から購入する方式だった。起債は国・県の許可が必要だが、こちらは任意に借りられ、都合が良かった。

(隠れ借金のようなところもある)

14年度にはこれまでの公社への債務負担を全額償還する。

残金 **1億8600万円**
財源は 7800万円(土地開発基金取崩し)
残りは一般会計から

★新たな委員会設置へ (議案37号)

一般会計予算に委員報償費を計上した。

・男女共同参画南河内町夢プラン推進協議会
(夢プラン進行管理組織)

15人
- 公募委員 5人
- クリエイトみなみかわち実行委 10人

計画の実施状況をチェックし、各課へフィードバックするため意見・要望を聞く組織

・町補助金検討委員会

町補助金を見直すための検討組織

5人
- 学識者(大学教授) 2人
- 企業管理者 2人
- 行政職経験者 1人

＊この他、市町村合併についての住民アンケート経費、研究会2組織への負担金(120万円)なども予算化した。

●市町村合併調査特別委員会の活動

6月に発足した議員全員で構成する調査特別委員会の活動は

7月15日	調査の進め方を協議
22日	学習会
8月 5日	調査票作成
～ 26日	2班に分かれて調査
10月	研究会成果、調査結果検討予定

環境基本条例、まちづくり条例などの検討を進めている。他町に先んじているのは事実。合併は、こうした特色ある取り組みにどんな変化をもたらすのだろう？自治体の規模が大きくなると、住民参画はどうなるのか。

各種の委員会などをつくっても顔ぶれが同じ、との批判も聞く。それは改善しなくては。

★H13年度会計決算状況

（単位:万円、千円以下切り捨て）

区分	一般会計	国民健康保険事業	老人保健	介護保険	農業集落排水事業	水道事業	
						収益的勘定	資本的勘定
当初予算	70億3800	11億3795	12億1038	5億0457	6億1000	2億6550	1億3225
補正予算	8億6329	1544	△ 56	△ 5705	1165	△ 506	△ 1225
繰越財源	2億7223	0	0	161	0		
予算現額	81億7352	11億5339	12億0982	4億4914	6億2165	2億6043	1億1999
歳入決算(A)	80億7868	12億1597	12億1191	4億5065	4億0945	2億6290	1億1999
歳出決算(B)	75億1857	10億6605	11億7172	4億3029	3億9276	2億3322	2億3971
差引額 (C=A-B)	5億6011	1億4991	4018	2036	1668	2968	△1億1971
翌年度への繰越財源(D)	＊3億3325	0	0		＊ 1145		
実質収支 (E=C-D)	2億2685	1億4991	4018	2036	523	2968	△1億1971
基金繰入額	1億7000	0	0	0	0		

※この他に未収入特定財源 2億1380万円（下坪山処理場）

＊この他に未収入特定財源 1億4305万円
（区画整理事業移転補償・道路用地分）

不足額1億1971万円は
過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9000万円と
過年度分損益勘定留保資金2971万円で補填

《一般会計財政分析指標》 （単位:財政力指数以外は％）

	H11	H12	H13	備考
経常収支比率	81.5	83.6	**88.2**	75%以下が望ましい。値が高いほど財政構造は硬直化
公債費比率 ＊	17.2	17.1	**18.0**	10%以下が望ましい。H16年度頃ピークになる予定
自主財源比率	58.6	56.4	**62.2**	高い値ほど財政構造は健全。
義務的経費比率	36.1	33.9	**34.2**	低いほど良い。少ないほど投資的経費に回せる。
財政力指数	0.680	0.673	**0.681**	1に近いほど財源に余裕がある。1を超えると不交付団体

$$\text{＊ 公債費比率} = \frac{\text{地方債元利償還額充当の一般財源等の額} - \text{災害復旧費に係る基準財政需要額}}{\text{標準税収額等} + \text{普通交付税} - \text{災害復旧費に係る基準財政需要額}} \times 100$$

【一般会計】 （括弧内はそれぞれ歳入・歳出の構成比）

・歳入のうち基金繰入金は16億6815万円(20.6%)にも上るが、歳出では基金積立金として9億5312万円(12.6%)を支出。例年より多いのは庁舎等周辺整備基金を取り崩して保健福祉施設整備基金と公共施設整備基金への積み替えをしたため。公債費(借金返済)にも9億3193万円(12.4%)を充てた。13年度末の地方債現在高(借金残高)は85億3030万円。
一般会計分の基金(10基金)総額は24億8496万円。

・義務的経費は25億6922万円(34.2%)で前年より5.3%増、そのうち人件費は13億9529万円と前年度より5270万円増えたが歳出に占める割合は18.6%と変わらない。
投資的経費は前年度より11.4%減少した。すべて普通建設事業費で15億5590万円。
他会計には5億2509万円繰り出した。

・ふれあい館には9744万円支出(町職員人件費除く)、使用料収入は4251万円、利用者はお風呂8.4%減、プール10.7%減。銀イオン発生装置を設置した。

・町長・議長の交際費は支出激減。
足並み揃えて支出対象を見直ししたから
・決算書、実績報告書の説明書が少し充実

【国民健康保険事業会計・老人保健会計】		退職者		老人保健対象者	
	H13	H12	H13	H12	H13	H12

	H13	H12	H13	H12	H13	H12
年間平均被保険者数	**3647人**	3636人	**540人**	519人	**1916人**	1815人
平均保険税　(円/人)	**109,522**	107,610	**90,448**	93,471	——	——
保険者負担額(円/人)	**110,882**	109,861	**257,114**	260,235	**564,6132**	539,132

・平均保険税は単純に保険税収入済額を平均被保険者数で割った数字。一人当たりの保険者負担額は療養給付費についてのみ。他に療養費・高額療養費がある。
・国保税に含まれる介護保険料(40～64歳分)は介護納付金として5703万円支出した。
・国保会計からの老人保健拠出金は3億0004万円。支払基金から老人保健会計への交付金は7億5078万円。
・13年度末の国保会計の財政調整基金保有額は5億2976万円。
・老人保健対象者はこのところ毎年100人程増加している。

H14年10月からの健康保険法改正により、70～74歳は前期高齢者として国民健康保険となる。移動するのは約200人と予測。
⇒国保の保険給付費は(200人×56万5千円≒)1億1500万円(年間)近く増加する見込み。

・13年度末の国保会計の財政調整基金保有額は5億2976万円となった。加入者への還元策を検討していたが、上記による給付費増加の事態になるので、もっとよく考えて決める。

【介護保険会計】
・1号被保険者(65歳以上、2724人)保険料　　5942万円、
支払基金交付金(40～64歳保険料から) 1億2214万円

《サービス利用状況》　　　サービス利用者 221人、認定者数 261人

		利用者数	保険者負担額	その他の給付
要支援		13人	288,352円/人	福祉用具購入 1件、住宅改修 1件、ｻｰﾋﾞｽ計画給付 170件
要介護	居宅	164人	1,080,207円/人	福祉用具購入 20件、住宅改修 19件、ｻｰﾋﾞｽ計画給付 1544件
	施設	44人	3,843,020円/人	

・保険給付費の内訳は居宅介護サービス費 1億7715万円(47.9%、前年より13.3%増)、施設介護サービス費 1億6909万円(45.8%)、居宅支援サービス費 374万円(1.0%)、サービス計画給付費 1440万円(3.9%)、福祉用具購入・住宅改修費 212万円(0.6%)。

【農業集落排水事業会計】
・下坪山地区水処理センター建設工事が14年度までの2か年に(H14年10月、供用開始)。4地区の総事業費は70億6千万円(700万円/戸)、うち34億円は起債(借金)。

	計画処理戸数	供用率	建設事業費
吉田東地区	496戸(2510人)	62.1%	25億7750万円
吉田西地区	263　(1380)	46.4	21億1900万円
成田・町田地区	101　(510)	31.7	8億4610万円
下坪山地区	(910)	10月～	15億2300万円

【水道事業会計】
・給水人口 19,257人(前年より56人増)、給水戸数 5,518戸(前年比 119戸増)
・給水原価 130.43円/m^3、給水単価 130.54円/m^3、
有収率 85.6%(前年度87.0%だったので収益性が悪くなった!!老朽管から漏水か?)。
・純利益 1983万円(前年度は5726万円)、H13年度末の過年度分損益勘定留保資金残高は1億1172万円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額残高は1180万円。
・現金預金は 7億5161万円(＊)、未処分剰余金2580万円のうち2000万円を積立てる予定。
(＊積立金6億010万円＋当年度未処分剰余金2580万円＋損益勘定留保資金＋消費税収支調整金)
・企業債現在高は5億5205万円

村尾光子の一般質問



問１．住民基本台帳ネットワークシステムは本当に安全か？

前提条件であったはずの個人情報保護法が成立しないまま、住基ネットワークシステムが稼働した。政府の約束反故には強い怒りと不信感を抱く。町はどのような対策を講じたのか、住民の行政への信頼と安心を得るために確認したのだが、何とも情けない対応だった。

怒りと不安の叫びの如く、この件については４議員が質問した。

(1)このシステム及び個人情報保護法制定以前の稼働について、町長の見解を求める。

準備費用が盛り込まれていた13年度の当初予算審議では、討論ではあったが、「個人情報保護には重大に留意すべきであり、問題点を発見したら国に対してもの申す姿勢で対処を」との意見を付して賛成した。これにどう応えていただけたのか。

【町長】電子政府、電子自治体の実現のために準備を進めてきた制度でありメリットはある。すべて不安のないようにできればよいが、完璧にとはいかないので稼働させた。

個人情報保護法が成立しなかったのは誠に遺憾だが、国でいう安全対策がとられていること、町もできるだけの対応をすること、今まで準備を進めてきており現在は試行的な第一次稼働であることから踏み切った。

住基ネットへの対応は慎重を期すべきと考えていたが、県や総務省に意見は申してはいない。

(2)このシステム導入による町行政としてのメリット、住民にとってのメリットは何か。どのくらい人員削減、経費節減になるのか。

【町長】住民サイドのメリットはある。行政サイドでは住民サービスの質的向上と事務処理の効率化であるが、業務的には経費節減にはならず、設置機器使用料が新たに増加する。

住民のメリットは・・・（荒井議員への答弁）
●全国どこの市町村でも自分の住民票がとれる●各種年金の現況届や各種資格申請時の住民票添付の省略などが可能●転居時の届けは転入時1回で済む　など
住民基本台帳カードを利用すると（H15.8～）広域的に各種行政サービスが受けられる。

住民基本台帳カードの交付を受けている場合に可能。
カードは15年8月以降、希望者に交付する。

(3)「個人のプライバシー」「住民のプライバシー保護」についての考えはどうか。早急に個人情報保護条例を制定すべきではないか

【町長】個人のプライバシー保護は、基本的人権の尊重の見地から、個人の尊厳に関わる極めて重要な問題と認識している。コンピューターを用いる情報化社会では、プライバシー侵害の危険性が高い。

町が保有する個人情報は適切に確保され確実に保護されなければならない。

個人情報保護条例制定に向けて、具体的に進めたい。

個人情報保護条例の制定は・・・
（磯辺議員への町長答弁）

情報公開条例制定後、直ちに取り組む予定だったが、国の個人情報保護法制定の経過を見きわめてとの顧問弁護士の指導があったので、まだ始めていない。現在の住基ネット稼働状況を考えると、住民不安解消のために制定を急ぎたい。顧問弁護士と相談する。

個人情報保護法は継続審議となった。メディア規制など、あまりにも問題が多かったからだ。法律が早くできればよいというだけではない。その内容をよく吟味しないと。町条例も然り。

(4)情報漏えいについてどのような安全対策がとられているのか。

【町長】町独自のセキュリティー規定を策定中だ。安全性を確保するためのシステムの企画・開発・運用に関する職員の責任体制についてを規定し、万全の対策を講じる方針だ。
住民票コードの通知も、急逮、配達記録郵便に替えて発送した。(磯辺議員への答弁)

(5)町が策定中のセキュリティー規定は、緊急時対応計画か、または、住民基本台帳法第36条でいう「適切な管理のための必要な措置」か。いつまでに策定されるのか。
個人情報保護条例との関連はどうか。

【町長】法に規定されている「必要な措置」と考えている。個人情報保護条例が制定されれば、整合性を持たせる必要がある。
【住民生活課長】9月中には完成させたい。

(再質問)改正住民基本台帳法は2年前に成立した。住基ネットに接続後にセキュリティ規定を策定するのは、大きな認識不足ではないか。どのように反省しているか。

【町長】大きな認識不足があったと言わざるを得ない。

(6)ICカード導入についての見解はどうか。どのような情報を集積するのか、基本方針はあるのか。

【町長】セキュリティー対策としてのIDカードは考えているが、住民へ発行するカードは、発行までまだ1年間の時間があるので、住基ネットの動向を慎重に見極め、活用については住民参加などによる検討も必要かと考えてる。現在は、利用の範囲などはまだ考えていない。
【住民生活課長】住民へのカード発行は条例制定が前提だ。活用は各証明書、福祉、図書館、施設利用などが考えられる。良く検討する。

改正住民基本台帳法(H11年8月公布)

(住民票に記載されている事項の安全確保等)
第36条の2 市町村長は、住民基本台帳又は戸籍附票に関する事務の処理に当たっては、住民票又は戸籍の附票に記載されている事項の漏えい、滅失及びき損の防止その他の住民票又は戸籍の附票に記載されている事項の**適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。**
(苦情処理)
第36条の3 市町村長は、この法律の規定により市町村長が処理する事務の実施に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

《住民基本台帳ﾈｯﾄﾜｰｸｼｽﾃﾑの構築》(総務省)抜粋

●運用面での個人情報保護措置
・セキュリティ対策に関する指針
47都道府県で構成する住基ネット推進協議会で決定。
・緊急時対応計画
今後の運用において、万一、本人確認情報の漏えいのおそれがある場合の緊急時対応計画を地方公共団体と指定情報処理機関(㊟財法地方自治情報センターを指定)において作成すること。
・関係職員の研修会
全国47か所で地方公共団体職員向けの研修会を実施。
・本人確認情報保護委員会、審議会
●技術面の個人情報保護措置
1)システム操作者の目的外利用を防止
①操作者用ICカードや暗証番号による操作者の厳重な確認②ﾈｯﾄﾜｰｸに蓄積されているデータへの接続制限③不審な操作パターンの常時監視④データ通信の履歴管理及び操作者の履歴管理⑤ログ(使用記録)の取得と定期的監査
2)外部ﾈｯﾄﾜｰｸからの不正侵入、情報漏えい防止
①安全性の高い専用回線でﾈｯﾄﾜｰｸを構築②通信ﾃﾞｰﾀの暗号化③ﾈｯﾄﾜｰｸへの不正アクセス防止のためのﾌｧｲｱｳｫｰﾙ、IDS(侵入探知機)の設置④通信相手となるｺﾝﾋﾟｭｰﾀとの相互確認
●制度(法令)面の個人情報保護措置
住民基本台帳法で規定していること
①都道府県や指定情報処理機関が保有する情報は4情報(氏名・住所・性別・生年月日)と住民票ｺｰﾄﾞ・変更情報②情報提供を行う行政機関の範囲・利用目的の制限③民間部門の住民票ｺｰﾄﾞ利用禁止(違反者に刑罰規定)④住民票ｺｰﾄﾞ番号の変更可能⑤システム操作者の守秘義務(違反者に刑罰規定)⑥自己情報の開示・訂正可能

問２．介護保険制度見直し時には、保険料区分を６段階に

15年度には３年ごとの介護保険事業計画見直しが行われ、既にその検討は始まっているはずだ。実態調査に基づいてどのように改訂するのか、低所得者に配慮した保険料区分を、と提案した。

(1)実態調査の結果とそれをどう考察しているのか、説明を求める。

【健康福祉課長】H14年1～2月には、一般高齢者から抽出した1000人と要支援・要介護者を対象に、高齢者保健福祉計画実態調査を行った。目的は高齢者・要介護者の概要、特性、要介護認定者に関するサービス分野別の状況などの現状や課題を把握するためだ。

6月には65歳以上の全員を対象に、虚弱高齢者・閉じこもり高齢者・日中一人暮らし高齢者の数や、利用を希望するサービス等の把握のため、高齢者状況調査を行った。集計はまだ終了していないが、一人暮らしや閉しこもり高齢者が多いことが窺える。

今後は介護予防の教室や生きがいデイサービスが重要となる。これらの調査結果を反映させて、介護予防、生活支援、保健事業を充実させた高齢者保健福祉計画とする。

(2)介護保険財政計画見直し時には、保険料の設定を5段階から6段階にされたい。
- 第1、2段階の低所得者層の率を下げる。
- 第6段階を設定して高額所得者の率を1.5以上にする。

【健康福祉課長】現在は、本町では5段階に設定してるが、第5段階の町民税課税者を2つに区分して6段階とすることも可能だ。そうした場合は、高額所得者から多くの負担を求める一方、低所得者の負担は低くなる。

13年度の段階別割合は　　　　(%)

	第1	第2	第3	第4	第5
南河内町	0.1	19.2	62.5	12.4	5.8
全国平均	2.1	32	40.1	16.5	9.2

本町では低所得者、高額所得者ともに全国平均より少なく、第3段階が6割強を占めている。

策定検討委員会で十分検討する。

(3)低所得者救済措置として、生活保護単給制度を活用されたい。

【健康福祉課長】生活保護法に基づいて保護を受けるためには、生活に困窮する者が有し利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを最低限度の生活維持のために活用し、扶養義務者の扶養やその他の扶助が優先される。税制上の低所得者というだけでは生活保護の対象とは認定されにくい。単給扶助も難しいと考える。

生活保護受給者で現在介護サービスを利用している方はいない。生活保護費より保険料を負担している方は2名。

(再質問)介護扶助の単給のみでも受給条件は緩和されないのか。

【健康福祉課長】県に確認をしたが、単給であれ認定は同じとのことだった。再度確認して対処する。

生活保護法では、「保護は、厚生大臣の定める保護基準によって最低生活費を計算し、これとその者の収入を比較して、その者の収入だけでは最低生活費に満たないときに、はじめて行われる」もので、「保護基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事項を考慮した最低限度の生活の需要を満たし、かつこれをこえない」としている。

保護には①生活扶助②教育扶助③住宅扶助④医療扶助⑤介護扶助⑥出産扶助⑦生業扶助⑧葬祭扶助の8種類があり、2種類以上の扶助を同時に受ける場合を**併給**、1種類だけを受ける場合を**単給**と呼んでいる。生活保護受給者には介護保険料が上乗せ給付されている。

要支援・要介護認定者が、低所得のため利用料負担ができずにサービスを受けないでいるなら、何らかの支援策が必要だ。**介護扶助(居宅介護・福祉用具・住宅改修・施設介護・移送、原則現物給付)**の対象ではないか。

町独自の軽減・減免策を講じる前に、法律に基づく施策を活用すべきと思う。

《介護保険料を６段階に設定している自治体はある》

南河内町率	段階	対象	段階	流山市率	大田原市(案)
０．５	１	生活保護・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税	１	０．３	０．５
０．７５	２	世帯全員が住民税非課税	２	０．７	０．６５
１．０	３	本人が住民税非課税	３	１．０	１．０
１．２５	４	本人が住民税課税で前年の所得が250万円未満	４	１．２５	１．２５
１．５	５	本人が住民税課税で前年の所得が250万円以上	５	１．５	１．５
			６	２．０	１．９

前年所得1000万円以上（流山市）　前年所得400万円以上（大田原市）

＊大田原市案はH14年10月3日付下野新聞記事から。
15年度～実施予定

問３．せっかく策定した「南河内町役場環境保全率先実行計画」、どう進めているのか？

計画は作りさえすれば良いものではない。計画目標に向かって進んでいるのか、推進体制と管理体制が整っていないと、実効ある計画とはならない。これも磯辺議員と質問が重なったが村尾は進行管理について質した。

率先実行計画はどう進められているのか。進行管理はどのようになされているのか。

【町長】計画の推進は、課長・室長・館長・学校長所長等が環境保全管理者となり、職員の環境保全意識の向上に努めている。助役が事業推進と計画を統括する環境保全責任者だ

環境所管課の住民生活課は、計画の推進状況を把握するため、年度始めに使用燃料などの炭酸ガス調査、水道・用紙の使用状況グリーン購入状況についての調査票を各課に配布し、前年度分の調査票を回収する。それらをまとめて総務課長に報告する。

総務課長は、毎年度の各課等の結果を取りまとめて点検・進行管理などを行い、町長に報告する。課長等へ調査の指示もできる。

町長は、報告に基づき重点的に推進すべき事項を決定し、計画の一層の推進や見直し、効果の公表をする。

推進状況の点検は、環境保全管理者(課長等)が毎年度始めに前年度の課等の推進状況を取りまとめて自己評価をする。

環境保全責任者(助役)は、各課等の推進状況を随時把握し、評価をする。

この点検結果を踏まえて、具体的な見直しを行う。このようなシステムになっているが、十分に機能していなかった。お許しいただきたい。

率先実行計画が策定されて1年以上が経過した。先の質問者には実績も説明していた。確かに最近は再生紙を使用しているし、両面印刷が増えた。ハイブリットカーも購入した。

5年計画で最終目標は掲げられているが、年度毎の目標はない。グリーン購入とはいうものの、どの商品が環境に配慮したものなのか、把握してはいないようだ。町長が重点的に推進すべきと考えている事項は何か。

あと2分あったのに、再質問するのを忘れた。

課長席を窓口に置くことの検討は？

【助役】課長職には政策決定への参画などいろいろな所掌事務があり、今年度の機構改革で守備範囲が増えたところもある。窓口に置くのは適当ではないと判断した。これまで以上に、課長は窓口対応には気を配ることとした。

職員の事務服貸与(支給)は廃止されたい。

【助役】被服貸与は、地方公務員としての心構えと態度を保持し、事務能率と住民サービス向上を図るため行ってきた。今年度は冷房費節約と業務効率化を図る目的で、夏事務服貸与を行った。その効果も考え併せて、見直しをする。

傍聴感想

♠先日、町議会を傍聴させて戴きました。２回目の傍聴でした。１回目は村尾さんからのお誘いでしたが今回は自分から是非に、と思っての傍聴でした。その理由の１つは前回の議会傍聴時にあまりにも傍聴者が少なかった事です。確か5〜6人だったと思います。
私自身、それまでフルタイムで働いてきたこともあり、議会傍聴は初めての事でした。
緊張し、どきどきして入った議場の傍聴席の少なさ、そしてそれよりも傍聴者の少なさに驚きました。
♠その時、町民の１人として議員の活動、税金の使われ方等々にもっと意識して目を配らなければいけない、それは一町民としての役目ではないかと思いました。そして今回の傍聴となったのです。
♠そして今回の傍聴になったのです。今回も傍聴者は6〜7人でした。生意気だと言われることを覚悟で言うと、町側の答弁は通り一遍で、南河内町の場合だからこうします。又はこうしました。という答弁ではないのが気になりました。
♠南河内町の特徴として地域の繋がりが強い農村部そ、若い人やサラリーマンが多く町政や地域の事に今一つ関心の薄いグリーンタウン地域があります。町は大変とは思いますがそういう特色を踏まえた町政、対応をして欲しいと思いました。
♠また、一緒に傍聴していた方で今回が初めてだという方から「質問者が５人しかいないが他の議員はは質問が無いのでしょうかね」と疑問が出されておりました。質問が無いからでしょうか居眠りをしている議員もいて、ただ座っているだけなら議員報酬はもったいないと思います。議会で活動することだけが議員活動ではないにしても、議会活動ももっと大切にして頂きたいと思います。
♠そして、われわれ町民も、もっと町政に関心を持っていくことが大事ですし、その１歩として議会を傍聴して見ませんか。
とても面白いですよ。

緑２丁目　阿部優子

朝日新聞

33　第3社会　12版　2002年(平成14年)9月4日　水曜日

個人情報の保護策 655自治体で未整備

4月時点の総務省調査

個人情報保護のために条例や要綱を整備していない自治体が4月1日現在で655あったことが3日、総務省の調べでわかった。住民基本台帳ネットワークが8月から稼働したが、その4カ月前の時点で未整備の自治体が全国の2割にのぼっていたことになる。条例化している自治体も全体の66%で、町村部で対応の遅れが目立っている。

全国の都道府県と市区町村（計3288団体）のうち、個人情報保護条例があるのは2161団体、要綱や規則で対策をとっているのは472団体で、何らかの個人情報保護対策をとっていたのは計2633団体（80%）だった。

条例がない県は富山、石川、静岡、和歌山、徳島、宮崎、鹿児島の7県で、宮崎県は要綱や内部規則もないという。

住基ネット導入のための改正住民基本台帳法は99年に成立した。それから今年8月の1次稼働までの3年間で667団体が条例を制定したが、未制定の自治体はまだ1100を超えている。

政府は改正住基法でも個人情報保護は万全との立場だが、総務省自治行政局は「電子自治体構築のためにも、各自治体でも条例化が望ましい」としている。

条例化の最近の傾向として、民間事業者の個人情報も対象にする自治体が、前年（544団体）のほぼ倍にあたる1163団体に急増している。

（南河内町は少数の未整備自治体の一つだった。良い条例を、早くと願う。）

★総務常任委員会研修報告 （8月8日）

◎新潟県大和町の大和医療福祉センターの運営状況について

大和町は早くから地域医療、在宅福祉に取り組んでいる。広島県御調町、宮城県涌谷町と並 医療と保健、福祉を一体的に推進している先進地として名高い。

現在、南河内町では(仮称)保健福祉総合センターを建設しようという構想がある。構想を練 げるための参考になればとの趣旨で訪問した。

《大和町概況》

面積130.91Km^2、人口14,843人、高齢化率24.09%
地形は盆地で豪雪地帯、農業中心、
上越新幹線駅、隣町に関越自動車道ｲﾝﾀｰがある。

《大和医療福祉センター》

【理念】・健康増進・予防・治療・リハビリの一体化
・医療・福祉・保健の統合
・自分たちの健康は自分たちの手でつくる

理念のもと、5つの機関・施設が1か所に整備されている。

> ・5つの施設・機関はそれぞれ関係する法令、条例、規則が異なり運営主体も別だ 相互に連携・協調しながら町 民の健康増進と地域包括医療の推進、障 福祉の拠点として機能している。
> ・それぞれがｾｸｼｮﾅﾘｽﾞﾑに陥 ないよう人事交流を図り、厨房の共同 用などセンター全体の一体的な運営が なされてい た。そのためには、ソフト面・ ハード面全体を見渡せる人が不可欠とのこと。

大和町農村検診センター	S51.5開設 町一般会計	保健課長・保健師6名・栄養士1名・事務 2名・運転 1名/基本健康診査、各種がん検診を病 の検診セ ターで行い、オンラインでデータが送 れてくる 健康教育と早期受診に生かしている。 診率は高
魚沼地域特別養護老人ホーム「八色園」	S50.12開設 12町村による一部事務組合	100床、ｼｮｰﾄｽﾃｨ10床、 スタッフ40名、医師・看護婦は病院と連携 ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ(S62.12開設)定員44人 └ 常時ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ3人が職員と一緒に活動 　 こちらは通所介護・指定居宅介護 支援施設
国民健康保険町立 ゆきぐに大和総合病院	S51.5開設 町企業会計	当初は町立国保診療所として開設 199床、外来23科、職員218名 往診随時、出張診療(塩沢町・町内2地区)、急患随時 受付、外来患者送迎車3台(町内各地毎 運行、無 看護部に ホームケアステーション(H元年7月～) 　 在宅介護支援ｾﾝﾀｰ(H2.9～) 健友館(H元年5月～) 各種検診事業、人間ﾄﾞｯｸﾞ 　健康やまとぴあ(2泊3日で都会人に 健康ﾁｪｯｸ 　 自然とのふれあい 体験を提 H13年度病院事業収益　35億3095万円 　〃　　事業費用　37億9903万円 ◎12・13年度は産婦人科医師が不在だ ったので入 患者が激減し、赤字決算となった。自 治医大と 連携しているが、地域医療に携わる 医師確保に 労している。
大和町 ヘルパーステーション	H5.10開設 町社会福祉協議会	常勤ﾍﾙﾊﾟｰ10人、臨時ﾍﾙﾊﾟｰ6人、ﾊﾟｰﾄﾍﾙﾊﾟｰ5人
大和町 訪問看護ステーション	H7.10開設 町特別会計	保健婦2人、看護婦1人、ｻﾃﾗｲﾄ看護婦1人 、 理学療法士1人、事務員1人

＊管理者には町長が、センター長には病院長が就任。

【行動記録】

7月15日・議会全員協議会
・市町村合併調査特別委員会
16・まちづくり条例検討委員会
ﾜｰｷﾝｸﾞｸﾞﾙｰﾌﾟ
17・議会第1回臨時会
・議会広報委員会
・第2中学校裁判傍聴
(宇都宮市)
19・給食宅配ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ
21・町民農園栽培講習会
「無農薬栽培について」
島田晴夫氏
22・市町村合併調査特別委員会
24・まちづくり条例検討委員会
27・ｸﾘｴｲﾄみなみかわち実行委員会
学習会「なぜ男女共同参画が求められるのか」伊東和彦氏
・議会報告会
・環境問題を考える会世話人会
28・郡民体育祭(議員ｿﾌﾄﾎﾞｰﾙ)
29・埼玉県南河原村議会総務文教常任委員会視察
(来町同席)
30・文化協会研修担当会議
・男女共同参画地域連携ﾌｫｰﾗﾑ運営委員会反省会
(小山市)
31・まちづくり条例検討委員会
ﾜｰｷﾝｸﾞｸﾞﾙｰﾌﾟ
8月2日・給食宅配ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ
・ｸﾘｴｲﾄみなみかわち実行委員会
3・教育相談研修(宇都宮市)
5・市町村合併調査特別委員会
・やよい会例会
6・ごみ減量推進検討委員会
調査部会
・グリーンクラブ納涼会
7〜8・総務・経済建設常任委員会合同研修
(新潟県十日町市、大和町)
9〜10・全国無所属革新議員会議 (静岡県静岡市、浜岡町)
17・まちづくり条例検討委員会
20・市町村合併調査特別委員会
調査班
21・ｵﾋﾟﾆｵﾝﾘｰﾀﾞｰ会
22〜23・自治体学会政策研究交流会議・自治体学会研究集会
(福島県郡山市)
24・町民農園利用者の会役員会
25・村尾応援する会世話人会
27・まちづくり条例検討委員会
ﾜｰｷﾝｸﾞｸﾞﾙｰﾌﾟ
・総務常任委員会学習会
「町の財政状況について」
企画課長 野口和雄氏
28・議会全員協議会
・市町村合併調査特別委員会
・環境基本条例策定検討委員会傍聴
29・30・議会広報委員会研修
「議会広報について」(東京)
31・県女性の海外研修事前研修
(報告)「女性と政治」
(宇都宮市)
・開かれた町政を実現する会
世話人会 宇賀持町長と懇談
9月1日ｸﾘｴｲﾄみなみかわち実行委員会
(第17回みんなのつどい)
講演「私のであった男女」
渡辺えり子氏
2・やよい会例会
3・まちづくり条例検討委員会
5・ごみ減量推進検討委員会
調査部会
6〜19・議会第3回定例会
10日 一般質問
全員協議会
12・13 総務常任委員会
12 文教常任委員会傍聴
18 全員協議会
7・ｸﾘｴｲﾄみなみかわち実行委員会
学習会「DVについて」
仲村久代氏
・ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ連絡協議会役員会
12・敬老祝賀会
14・環境問題を考える会世話人会
15・町民体育祭テニス試合
(祇園5丁目代表)
14〜17農園だよりNo5編集発行
17・やよい会例会
19・まちづくり条例検討委員会
ﾜｰｷﾝｸﾞｸﾞﾙｰﾌﾟ
20・ｵﾋﾟﾆｵﾝﾘｰﾀﾞｰ会中央ﾌﾞﾛｯｸ研修
国立きぬがわ学院(氏家町)
・つばさの会県南ﾌﾞﾛｯｸ壮行会
(石橋町)
(21〜23日所用で北海道へ帰省)
24・まちづくり条例検討委員会
ﾜｰｷﾝｸﾞｸﾞﾙｰﾌﾟ
25〜26河内郡議長会正副議長・委員長研修「湯西川ダムについて」 (栗山村)
27・議会広報委員会
28・開かれた町政を実現する会
世話人会宇賀持町長と懇談
30・農業集落排水事業完成記念式典
30〜9日・ﾆｭｰｽNo115編集作業
10月1日・県議長会正副議長・委員長研修 (都賀町)
2・第2中学校裁判傍聴
(宇都宮市)
・まちづくり条例検討委員会
3・議会広報委員会
・ｸﾘｴｲﾄみなみかわち実行委員会
学習会「女性と社会保障」
塩田咲子氏
・中学生模擬議会傍聴(少しだけ)
4・文化協会役員研修(那須町)
5・6・共同募金街頭募金活動
(ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ連絡協議会)
6・村尾応援する会世話人会
(ﾆｭｰｽ発行作業)
8・ごみ減量推進検討委員会
調査部会

▼体がいくつあっても足りない。頭も勿論。日々追われていて、その日の予定を消化するのがやっと。ことに議会閉会後は、議会だよりとこのﾆｭｰｽの編集作業に追われる。在宅してじっくり原稿書きに専念したいが、日中は住所不定で落ち着かない。で、推敲不充分な文章となり、熟慮しないで会議に臨むことになる。活動を整理すべし!!と肝に命じる。
▼殊の外暑い暑い夏だった。暑さにめげず、8月は新潟、静岡、福島東京と出掛けた。例の浜岡原発も見た。静岡空港の工事現場はその山を削る広大さに驚いた。便利さを求めることは自然環境破壊そのものと痛感。このツケはどう現れるのか、怖ろしい。
▼余りに石橋を叩いて渡るのも進歩がなくイライラするが、経験や慣例に倣うのも不注意になる。最近つとに我が身を振り返る。年と共にず太くなったのかな!?